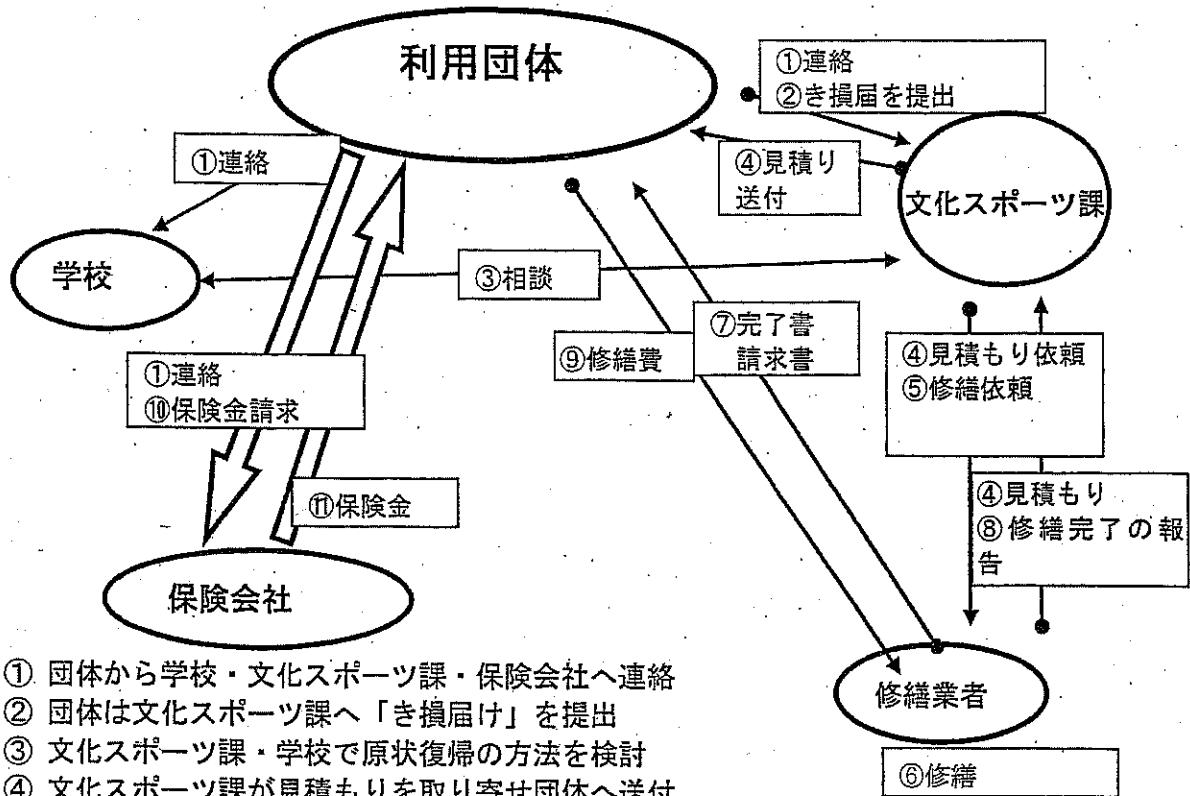


学校の施設を破損した場合

●原則、利用団体で弁償費用をもつことになります。



- ① 団体から学校・文化スポーツ課・保険会社へ連絡
- ② 団体は文化スポーツ課へ「き損届け」を提出
- ③ 文化スポーツ課・学校で原状復帰の方法を検討
- ④ 文化スポーツ課が見積もりを取り寄せ団体へ送付
- ⑤ 文化スポーツ課が修繕業者へ修理依頼
- ⑥ 修繕業者が修繕
- ⑦ 修繕業者から完了書と請求書を団体へ送付
- ⑧ 修繕業者は上記⑦のことを文化スポーツ課へ報告
- ⑨ 団体は修繕費を修繕業者へ支払う
- ⑩ 団体は修繕費を保険会社へ請求する
- ⑪ 保険会社は団体へ保険金を支払う